

令和4年第3回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和4年3月25日(金) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後3時00分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	1名	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和4年第3回農業委員会の総会を開会いたします。 出席委員は、13名全員が出席です。過半数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
<p>日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について</p>	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行いたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、6番 松本委員、7番 関根委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
<p>日程第2 第10号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第10号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分） を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。 受人は〇〇地内にお住まいで、主に水稻、ブロッコリー、小麦の栽培をしております。農業用機械はトラクター、田植機、コンバインを1台ずつ所有しており、夫婦で農作業をしているとのことでした。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>松本委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>農地を手放したいと考えていた渡人と、申請地と隣接する農地を所有している受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>説明のとおりですが、申請地の北側が受人の土地で、西側は息子さんの家になります。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第10号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第10号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>続きまして、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書6ページの位置図、7ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>受人は〇〇町にお住まいで、主に水稻やさつまいも、白菜などの露地野菜の栽培をしております。農業用機械はトラクター2台、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、妻と娘婿の3人で農作業をしているとのことでした。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第3 第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		<p>渡人は相続により農地を取得したものの、農業経験がなく耕作できないため、義理の兄である受人に相談したところ、売買の話がまとまり今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	佐藤委員	<p>7ページを見ると分かりますが、工業団地内にある農地になりまして、周辺の状況からトラクターでの作業は難しい農地です。原状では果樹が植えられています。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第10号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第10号議案2番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3に移ります。</p> <p>第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。</p> <p>農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。なお、隣</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>関根委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>接する宅地を一体利用する計画となっておりますので、計画全体面積は〇〇㎡となります。</p> <p>申請地は〇〇の南西およそ45mの位置にある農地になります。詳しくは議案書10ページの位置図、11ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、隣接する宅地とまたがって住宅が建てられていたほか、一部がコンクリート舗装されておりましたが、本申請前にすべて取り壊し、農地の状態に原状回復されております。</p> <p>申請地の周辺には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであり、施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するものと思われま。</p> <p>譲渡人は施設に入所していることから、空き家となっていた住宅を取り壊し、土地の売却を考えていたところ、自己用住宅の建設地を探していた譲受人の条件に合致したため本申請に及びました。詳しい計画について12ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金は自己資金と借入金で対応とし、金融機関発行の残高証明と住宅ローン事前審査結果通知の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>現状はきれいに更地になっておりますので、問題ないと考えられます。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第11号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p data-bbox="501 347 593 376">議 長</p> <p data-bbox="501 491 593 520">事務局</p> <p data-bbox="501 1214 593 1243">議 長</p> <p data-bbox="501 1310 618 1339">関根委員</p> <p data-bbox="501 1406 593 1434">議 長</p>	<p data-bbox="842 300 981 328">〔全員挙手〕</p> <p data-bbox="768 347 2114 424">全員賛成ということで、第11号議案1番については許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続きまして、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p data-bbox="797 491 1335 520">申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p data-bbox="797 539 1977 568">土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。</p> <p data-bbox="768 587 2114 663">申請地は〇〇の北西およそ50mの位置にある農地になります。詳しくは議案書13ページの位置図、14ページの案内図をご覧ください。</p> <p data-bbox="797 683 1771 711">申請地の現況につきましては、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p data-bbox="768 730 2114 858">申請地は住宅が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われま</p> <p data-bbox="768 877 2114 1002">す。譲受人は〇〇市のアパートに家族4人で暮らしておりますが、子どもも生まれ手狭になり不便に感じていたことから、申請地に自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは15ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p data-bbox="768 1021 2114 1098">なお、住宅建設に要する資金は借入金で対応とし、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果通知の写しが添付されております。</p> <p data-bbox="797 1117 1565 1145">説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p data-bbox="797 1212 1771 1241">申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p data-bbox="797 1308 1536 1337">特段問題はないと思います。事務局の説明のとおりです。</p> <p data-bbox="797 1404 1274 1433">それでは質疑に入りたいと思います。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第12号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について</p>	議長	<p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>無いようなので採決に移ります。 第11号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第11号議案2番については許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第4に移ります。 第12号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題とします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。 なお、5番 町田委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。 〔町田委員退室〕</p>
	議長	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局 事務局	<p>説明の前に、議案書の訂正をお願いします。 〔訂正について説明〕 議案書17ページをご覧ください。 農用地利用配分計画（案）の1番から7番は、今まで耕作していた方の甥が新たな耕作者として耕作を行うことが決まったため、再配分するものです。受人は〇〇市にお住まいで、主に露地野菜の栽培を行っています。この方は、申請地以外にも神川町で中間管理事業を通して農地を借りて耕作している実績があります。 8番と9番は、今まで耕作をしていた方が耕作できなくなったため、新たな耕作者に再配分するもの</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第5 第13号議案 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について</p>		<p>です。受人は、〇〇地区にお住まいで、米や露地野菜、花きの栽培を行っております。この方も申請地以外にも中間管理事業を通して農地を借りて耕作している実績があります。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p>質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第12号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第12号議案については原案のとおり決定いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第5に移ります</p> <p>第13号議案 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について を議題とします。</p> <p>再生利用が困難と見込まれる別紙対象地について、農地に該当するか否かの判断をしたいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明の前に、議案書の訂正をお願いします。</p> <p>〔訂正について説明〕</p> <p>農地に該当するか否かの判断についてご説明いたします。</p> <p>農地法第2条第1項において、農地とは「耕作の目的に供される土地」と規定されております。この「耕作」とは、土地に労働及び資本を投じ、肥培管理を行って作物を栽培することと解釈されます。</p> <p>農地に該当するか否かの判断については、国の考え方、事務処理上の留意点等を示す技術的助言とし</p>	

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>て、「農地法の運用について」が制定されており、その中の「第4遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて」の項目で基準が示されております。</p> <p>その基準では、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地、つまり、人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地であり、かつ基盤整備事業の計画等が無い土地にあっては、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないとされております。</p> <p>一つ目に、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、二つ目に、その土地の周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合です。</p> <p>それでは、議案書19ページから23ページをご覧ください。</p> <p>本案件の対象地は、新宿地内の畑2筆、池田地内の畑15筆及び田27筆、二ノ宮地内の畑10筆及び田2筆、合計56筆、面積は29,572㎡です。土地の所有者等については、それぞれ記載のとおりです。</p> <p>対象地の場所については、24ページの位置図と、別添の航空写真をご覧ください。</p> <p>今回の対象地については、昨年8月に実施していただきました農地パトロールによる利用状況調査の結果を基に、事務局でも現地を確認したうえで選定させていただきました。</p> <p>なお、本案件の提出にあたり、事前に対象の土地の所有者または相続人に対して「非農地判断に係る事前通知」を送付し、意思確認を行っております。</p> <p>また、本総会において、「農地に該当しない」と議決された場合は、「非農地通知書」を送付し、地目変更登記を依頼するとともに、対象の土地を農地台帳から削除することになります。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>説明が終わりましたが、先日私と地元の委員さんで現地を確認してまいりました。地区担当委員より報告をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	野村委員	<p>対象地はとにかく酷い荒れようで、これが農地かというような状態です。しかし、航空写真の○番と○番の2筆は隣接する農地がきれいに管理されておりますのと、あと○番は以前梅畑だったのですが周辺は宅地ですので、お願いすればきれいにしてもらえないかと思えます。</p> <p>この3筆については山林にしてしまうのは問題があるといえますか、皆さんの意見を伺いたいと思いますが、なんとか努力してきれいにさせていただきようと思っております。</p>
	議 長	<p>報告が終わりましたので、ご意見がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	佐藤委員	<p>今回の案件の農地は認定要件の1つ目が森林の様相を呈しているのと、二つ目は農地に復元しても利用が見込まれないということですが、野村委員の言う3筆は該当しないのですか。</p>
	野村委員	<p>現状では荒れていて木が生えていますが、話をしたら少しずつでも切ってもらえそうでした。梅畑の方は宅地に囲まれているので山林にしてしまうのは問題があると思うのです。</p>
	佐藤委員	<p>ということは、現状では非農地の要件を満たしているということですね。</p>
	事務局	<p>補足説明をさせていただきます。参考資料としてお配りしました「非農地判断の徹底について」という通知等をまとめた資料の最後のページをご覧くださいなのですが、「転用許可が無くても農地以外の利用が可能になることから非農地判断ができない」という意見等に対する見解が示されておりますので、これを踏まえてご審議いただければと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
	佐藤委員	<p>非農地判断をした場合、地目は山林になるのですか。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	最終的には法務局で地目変更登記の申請をしていただきますので、登記官の判断になるかと思いますが、山林か原野になるのではないかと思います。
	佐藤委員	仮に山林となった場合、住宅を建てることはできるのですか。
	事務局	建築確認をとれば可能だと思いますが、対象地は接道がかなり狭いので難しいかもしれません。また、未確認ではありますが、山林になると森林簿や林地台帳に載ると思うのですが、規模によっては寄居林業事務所での林地開発の手続きが必要になるかもしれません。
	佐藤委員	対象地は長い年月放置されていたと思いますが、野村委員の気持ちも分かりますが、非農地にしなければずっとこのまま放置されるのではないですか。
	野村委員	この3筆の所有者と話をした感じでは、きれいにしてもらえる見込みが少しはあるかなと感じています。
	木村委員	非農地判断は慎重に行うべきと私は考えています。私の担当地区でも荒れている農地がありますが、非農地判断で地目が変わるなら、所有者は放っておけば地目が変わると思いますから、かえって放棄地が増える可能性もあります。例えば対象エリアを絞ってやるならいいと思います。
	事務局長	木村委員のおっしゃるとおり、耕作せず放っておけば非農地になって転用できるという考えもよく分かりますが、国や県の方針として非農地判断を徹底するよう通達等が出ている中での提案ということをご理解いただきたいと思います。
	坂本委員	以前は非農地判断をしないというのが国や県の方針だったと思うのですが、今は変わったのですか。

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>土地改良したエリアは非農地にしないとか、細かい指導はあるのですか。</p> <p>通達では農振農用地についても非農地判断をするということになっております。また、平成30年の改正で議決要件は必須ではなくなっていますが、今回の通知では3人以上の農業委員・推進委員で利用状況調査を実施した場合には、その結果に基づき非農地判断ができるとされております。</p> <p>このほか、資料の3ページにありますとおり、農業委員会が非農地判断を実施していない場合は、地方農政局長がその理由を聞き取り必要な助言をすることとなり、それでも実施しない場合は非農地判断を行うよう指示を行うとされております。</p> <p>〔一同が各々意見を発言〕</p>
	議長	<p>よろしいでしょうか。配布された資料を見る限り、再生可能エネルギーの導入促進のためにも非農地判断を進める方向になっているようです。法的にも進めていかないといけないようです。</p> <p>今回の案件については、問題となっている3筆についてはもう少し調査をしてからということにして、残りを非農地判断するということがいかがでしょうか。</p>
	木村委員	<p>この3筆だけでなく、新宿の2筆はいかがなものですか。そこまで荒れているわけではないようですが、雑種地や宅地に囲まれているからと非農地判断できるのですか。町としてそういう方向で行くというなら良いですが。</p>
	事務局	<p>この2筆につきましては、面積も小さいうえ不正形でもありますので、2つ目の基準である「復元しても農地としての利用が困難なもの」に該当すると考えて対象といたしました。</p>
	議長	<p>場所や面積をみると畑としては使えないですね。</p> <p>〔一同が各々意見を発言〕</p>
	議長	<p>よろしいですか。このままでは終わらないので意見をまとめたいと思います。</p>

会議事項	発言者	顛末
	坂本委員	<p>1つ目に、今回の案件は提案どおり非農地とするという意見 2つ目に、最初の3筆を除いて非農地にする意見 3つ目に、すべて見送り で多数決するというのはいかがでしょうか。</p> <p>私は地元の委員さんの意見を尊重すべきだと思います。</p>
	野村委員	<p>現状では農地への復元は難しいかもしれませんが、この3筆については何とか農地に戻していただけるように私からお願いしまして、皆さまにも協力していただければと思います。</p>
	議 長	<p>では、3筆を除いて非農地と判断することよろしいでしょうか。よろしい方は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕 賛成多数ということで、池田の3筆を除いて非農地と判断いたします。</p>
	木村委員	<p>すみません。関連して伺いたいのですが、今回事務局はなぜこの場所を選んだのかと、今後パトロールを行うなかで、非農地と思う場所を事務局に言えば議案として頂けるのか伺えますか。</p>
	事務局	<p>今回の対象地選定の経緯ですが、「神川町は非農地判断をしていないので実施してほしい」と県の指導がありまして、町では初めて実施することですので、白地である程度の面積がまとまっている山際の場合を条件に探して選定しました。矢納地区も考えましたが耕作放棄地の筆数が多かったり、前組は青地が多かったため今回は池田地区を中心に実施したところです。</p> <p>それと、今後の非農地判断についてですが、対象地については皆様からのご意見を反映して実施していけたらと考えておりますので、農地パトロールの資料をお配りする際に改めてお願いしたいと思います。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会	議 長	農地パトロールの中で場所を決められるといいですね。
	事務局	近隣市町にも確認しましたが、農地パトロールの中で委員さんからの申し出を基に非農地判断を実施しているようでしたので、神川でもそういう方向に出来たらと思います。
	議 長	それでは、以上をもちまして全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 慎重審議ありがとうございました。